

岐阜県公報

号 外 (一) 令和 七 年 四 月 一 日

規 則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第二十三号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

- 「第五款 岐阜県美術館（第六十八条―第七十条）
第六款 岐阜県現代陶芸美術館（第七十一条―第七十三条）
第七款 岐阜県図書館（第七十四条―第七十六条）
第八款 岐阜県博物館（第七十七条―第七十九条）
第九款 岐阜県高山陣屋管理事務所（第八十条・第八十一条）
第九款の二 岐阜県文化財保護センター（第八十一条の二―第八十二条の四）」を「第五款から第九款まで 削除」に、「第二十五款 岐阜県旅券センター（第二百二十五款―第二百五款の二 岐阜県美術館（第二百二十五款の二―第二百五款の三 岐阜県現代陶芸美術館（第二百二十五款の四 岐阜県図書館（第二百二十五款の八―第二百五款の五 岐阜県博物館（第二百二十五款の十一―第二百五款の六 岐阜県高山陣屋管理事務所（第二百二十五款の七 岐阜県文化財保護センター（第二百二十五

目 次

○岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

（人 事 課） ページ 一

岐阜県公報 号外 毎週

（火曜日）
（金曜日）

発行

（休日）
（休日に当たる）
（ときは翌日）

令和七年四月一日

十五条)

二十五条の四)

五―第百二十五条の七)

二十五条の十)

百二十五条の十三)

条の十四・第百二十五条の十五)

条の十六―第百二十五条の十八)

に改める。

第四条第一項の表秘書課の項中「行幸啓係、お成り第一係、お成り第二係」を削る。
第五条第一項の表人事課の項中「管理給与係」を「管理・人材育成係」に、「人材育成係」を「給与係」に改め、同表職員厚生課の項中「健康管理係」の下に「健康支援係」を加え、同表管財課の項中「設備係、建築調整係」を削り、同表総務事務センターの項中「システム再構築係」を「人事給与システム係」に改め、同条第三項の表管財課の項中「管理・修繕支援係」を「電気設備係、機械設備係、建築係」に改め、同条第四項の表県有施設管理室の項中「第二項の表管財課の項第六号」を「第二項の表管財課の項第二号、第四号及び第六号」に改める。
第六条の見出しを「(総合企画部)」に改め、同条第一項中「清流の国推進部」を「総合企画部」に改め、同項の表清流の国づくり政策課の項中「清流の国づくり政策課」を「総合政策課」に改め、「政策連携係」の下に「地方創生係、万博連携係」を加え、同表市町村課の項の次に次のように加える。

未来創成課

総務・管理調整係、第一係、第二係、第三係

第六条第一項の表地域スポーツ課の項からねりんピック推進事務局の項までを削り、同条第二項の表清流の国づくり政策課の項中「清流の国づくり政策課」を「総合政策課」に改め、同項第一号及び第二号中「清流の国推進部」を「総合企画部」に改め、同項中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第十八号までを二号ずつ繰り上げ、同表地域振興課の項第一号中「清流の国づくりに係る」を削り、同表市町村課の項の次に次のように加える。

未来創成課

- 一 部局横断的な政策の総合的な企画立案及び調整に関すること。
- 二 国への政策提案に関すること(他の所掌に属するものを除く)。

- 三 政策オリンピックに関すること。
- 四 その他特に命ぜられた事務に関すること。

第六条第二項の表地域スポーツ課の項からねりんピック推進事務局の項までを削り、同条第三項中「清流の国推進部」を「総合企画部」に、「デジタル推進局」を「未来創成局」に改め、同条第四項中「デジタル推進局は」を「未来創成局は、未来創成課」に改め、同条第五項及び第六項を削る。

第七条の見出しを「(環境エネルギー生活部)」に改め、同条第一項中「環境生活部」を「環境エネルギー生活部」に改め、同項の表脱炭素社会推進課の項中「脱炭素社会推進課」を「省エネ・再エネ社会推進課」に改め、「温暖化・気候変動対策係」の下に「エネルギー係」を加え、同表私学振興・青少年課の項及び文化創造課の項から全国高等学校総文祭推進課の項までを削り、同条第二項の表環境生活政策課の項第一号及び第二号中「環境生活部」を「環境エネルギー生活部」に改め、同表脱炭素社会推進課の項中「脱炭素社会推進課」を「省エネ・再エネ社会推進課」に改め、同項に次の三号を加える。

六 エネルギー政策の総合調整及び推進に関すること。

七 エネルギーの将来的な供給見通しに関すること。

八 エネルギー関連産業の育成に関すること。

第七条第二項の表私学振興・青少年課の項及び文化創造課の項から全国高等学校総文祭推進課の項まで並びに同条第三項及び第四項を削り、同条中第五項を第三項とし、第六項を第四項とする。

第八条第一項の表感染症対策推進課の項中「感染症対策第一係、感染症対策第二係、医療機関支援係」を「感染症対策係」に改め、同表業務水道課の項中「薬事麻薬係、毒劇物・水道係」を「薬事献血係、薬物対策・水道係」に改め、「献血運動推進係」を削り、同表男女共同参画・女性の活躍推進課の項から子ども家庭課の項までを削り、同条第二項の表障害福祉課の項第三号中「福祉施設」の下に「(児童の福祉施設にあっては、障害児入所施設及び児童発達支援センターに限る。)」を加え、同表男女共同参画・女性の活躍推進課の項から子ども家庭課の項まで並びに同条第三項及び第四項を削り、同条中第五項を第三項とし、同条第六項の表食品安全推進室の項中「第二項の表生活衛生課の項第一号」の下に「から第三号まで、第五号」を加え、「第二十一号」を「第二十二号」に改め、同条中第六項を第四項とする。
第八条の次に次の一条を加える。

		2 前項に規定する課の分掌事務は、次の表のとおりとする。				
子ども・女性部 (子ども・女性部) 第八条の二 子ども・女性部に次の表の上欄に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。		課	係	子ども家庭課	一 児童福祉施策の企画調整及び推進に関すること (子育て支援課の所掌に属するものを除く)。 二 児童の養護及び自立支援に関すること。 三 児童虐待に関すること。 四 家庭児童の相談及び指導に関すること。 五 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。 六 児童の福祉施設に関すること(他の所掌に属するものを除く。次号において同じ)。 七 児童の福祉施設を運営する社会福祉法人(社会福祉協議会を除く)の認可及び指導監督に関すること。	
子ども・女性政策課	政策企画係、管理調整係、青少年係	子ども家庭課	管理調整係、児童養護第一係、児童養護第二係、施設整備係、家庭支援係、子ども支援係	子ども家庭課	一 児童福祉施策の企画調整及び推進に関すること (子育て支援課の所掌に属するものを除く)。 二 児童の養護及び自立支援に関すること。 三 児童虐待に関すること。 四 家庭児童の相談及び指導に関すること。 五 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。 六 児童の福祉施設に関すること(他の所掌に属するものを除く。次号において同じ)。 七 児童の福祉施設を運営する社会福祉法人(社会福祉協議会を除く)の認可及び指導監督に関すること。	
子育て支援課	管理調整係、母子保健係、子育て支援係、保育支援係	子ども家庭課	管理調整係、児童養護第一係、児童養護第二係、施設整備係、家庭支援係、子ども支援係	子ども家庭課	一 児童福祉施策の企画調整及び推進に関すること (子育て支援課の所掌に属するものを除く)。 二 児童の養護及び自立支援に関すること。 三 児童虐待に関すること。 四 家庭児童の相談及び指導に関すること。 五 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。 六 児童の福祉施設に関すること(他の所掌に属するものを除く。次号において同じ)。 七 児童の福祉施設を運営する社会福祉法人(社会福祉協議会を除く)の認可及び指導監督に関すること。	
子ども家庭課	管理調整係、児童養護第一係、児童養護第二係、施設整備係、家庭支援係、子ども支援係	子ども家庭課	管理調整係、児童養護第一係、児童養護第二係、施設整備係、家庭支援係、子ども支援係	子ども家庭課	一 児童福祉施策の企画調整及び推進に関すること (子育て支援課の所掌に属するものを除く)。 二 児童の養護及び自立支援に関すること。 三 児童虐待に関すること。 四 家庭児童の相談及び指導に関すること。 五 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。 六 児童の福祉施設に関すること(他の所掌に属するものを除く。次号において同じ)。 七 児童の福祉施設を運営する社会福祉法人(社会福祉協議会を除く)の認可及び指導監督に関すること。	
私学振興課	管理調整係、私学助成係、私学行政係	子ども家庭課	管理調整係、児童養護第一係、児童養護第二係、施設整備係、家庭支援係、子ども支援係	子ども家庭課	一 児童福祉施策の企画調整及び推進に関すること (子育て支援課の所掌に属するものを除く)。 二 児童の養護及び自立支援に関すること。 三 児童虐待に関すること。 四 家庭児童の相談及び指導に関すること。 五 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。 六 児童の福祉施設に関すること(他の所掌に属するものを除く。次号において同じ)。 七 児童の福祉施設を運営する社会福祉法人(社会福祉協議会を除く)の認可及び指導監督に関すること。	
男女共同参画推進課	管理調整係、両立推進係、男女共同参画係	子ども家庭課	管理調整係、児童養護第一係、児童養護第二係、施設整備係、家庭支援係、子ども支援係	子ども家庭課	一 児童福祉施策の企画調整及び推進に関すること (子育て支援課の所掌に属するものを除く)。 二 児童の養護及び自立支援に関すること。 三 児童虐待に関すること。 四 家庭児童の相談及び指導に関すること。 五 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。 六 児童の福祉施設に関すること(他の所掌に属するものを除く。次号において同じ)。 七 児童の福祉施設を運営する社会福祉法人(社会福祉協議会を除く)の認可及び指導監督に関すること。	
		2 前項に規定する課の分掌事務は、次の表のとおりとする。				
子ども・女性政策課	一 子ども・女性部における県民の窓口に関すること。 二 子ども・女性部における議会の窓口に関すること。 三 こども政策及び女性政策の総合的な企画立案及び調整に関すること。 四 少子化対策に関すること。 五 青少年行政の企画調整及び推進に関すること。 六 青少年の育成に関すること(教育委員会の所管に属するものを除く)。 七 青少年の保護及び少年の補導に関すること。 八 青少年の育成環境の整備に関すること。 九 部内他の所掌に属さない事務に関すること。 十 部内の事務の連絡調整及び応援に関すること。	分掌事務	子ども家庭課	一 児童福祉施策の企画調整及び推進に関すること (子育て支援課の所掌に属するものを除く)。 二 児童の養護及び自立支援に関すること。 三 児童虐待に関すること。 四 家庭児童の相談及び指導に関すること。 五 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。 六 児童の福祉施設に関すること(他の所掌に属するものを除く。次号において同じ)。 七 児童の福祉施設を運営する社会福祉法人(社会福祉協議会を除く)の認可及び指導監督に関すること。	私学振興課	一 学校法人並びに専修学校及び各種学校の設置の目的とする法人に関すること。 二 私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関すること。 三 いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号)に規定する重大事態についての調査結果の再調査に関すること。
子育て支援課	一 母子保健及び母体保護に関すること(周産期医療に係るものを除く)。 二 児童福祉施策の企画調整及び推進に関すること(子ども家庭課の所掌に属するものを除く)。	分掌事務	子ども家庭課	一 児童福祉施策の企画調整及び推進に関すること (子育て支援課の所掌に属するものを除く)。 二 児童の養護及び自立支援に関すること。 三 児童虐待に関すること。 四 家庭児童の相談及び指導に関すること。 五 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。 六 児童の福祉施設に関すること(他の所掌に属するものを除く。次号において同じ)。 七 児童の福祉施設を運営する社会福祉法人(社会福祉協議会を除く)の認可及び指導監督に関すること。	男女共同参画推進課	一 仕事と家庭の両立支援に関すること(他の所掌に属するものを除く。次号において同じ)。 二 男女共同参画施策(女性の活躍の推進に関するものを含む)の企画調整及び推進に関すること。 三 困難な問題を抱える女性への支援に関すること(助産施設及び母子生活支援施設に関するものを除く)。

含む。) 四 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関すること（母子生活支援施設に関することを含む。）。 五 性暴力被害者支援に関すること。 六 女性相談支援センターに関すること。	ねりんピック推進事務局 総務係、企画・広報県民運動係、式典運営係、文化・福祉事業係、交流大会・レクリエーション係、宿泊輸送係
第九条第一項の表商工・エネルギー政策課の項中「商工・エネルギー政策課」を「商工労働政策課」に改め、マエネルギー係を削り、同表労働雇用課の項中マ就職氷河期世代支援係を削り、同表産業デジタル推進課の項中マ産業デジタル係を削り、同表産業イノベーション推進課の項中「成長産業係、地方大学・地域産業創生推進係」を「大学連携・産業支援係」に改め、同条第二項の表商工・エネルギー政策課の項中「商工・エネルギー政策課」を「商工労働政策課」に改め、同項中第四号から第六号までを削り、第七号を第四号とし、第八号から第十八号までを三号ずつ繰り上げ、同表商業・金融課の項に次の一号を加える。 十 中小企業の経営の承継の円滑化に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。 第九条第二項の表労働雇用課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同表産業デジタル推進課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同条第三項の表商工・エネルギー政策課の項中「商工・エネルギー政策課」を「商工労働政策課」に改め、同条第四項の表亜炭鉱廃坑対策室の項中「第二項の表商工・エネルギー政策課の項第十二号から第十四号まで」を「第二項の表商工労働政策課の項第九号から第十一号まで」に改める。 第九条の二の見出しを「観光文化スポーツ部」に改め、同条第一項中「観光国際部」を「観光文化スポーツ部」に改め、同項の表観光国際政策課の項中「観光国際政策課」を「観光文化スポーツ政策課」に改め、同表に次のように加える。	第九条の二第二項の表観光国際政策課の項中「観光国際政策課」を「観光文化スポーツ政策課」に改め、同項第一号及び第二号中「観光国際部」を「観光文化スポーツ部」に改め、同項第三号中「観光政策及び国際政策」を「観光国際政策、文化政策及びスポーツ政策」に改め、同表に次のように加える。 文化創造課 - 文化行政の企画調整及び推進に関すること。 - 地域文化の振興に関すること。 - 県民ふれあい会館、ぎふ清流文化プラザ及び飛騨・世界生活文化センターに関すること。 - 公立文化施設のネットワークに関すること。 - 公益財団法人岐阜県教育文化財団に関すること。 - 二〇二五年日本国際博覧会との連携に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。 文化伝承課 - 文化財に関すること。 - 銃砲刀剣類の登録及び製作承認に関すること。 - ユネスコ活動に関すること。 - 著作権に関すること。 - 博物館施設に関すること（教育委員会の所管に属するものを除く。）。 - 岐阜県美術館に関すること。 - 岐阜県現代陶芸美術館に関すること。 - 岐阜県図書館に関すること。 - 岐阜県博物館に関すること。 - 岐阜県高山陣屋に関すること。 - 岐阜県文化財保護センターに関すること。 - 岐阜県先端科学技術体験センターに関すること。 - 岐阜県美術館美術品取得基金に関すること。 地域スポーツ課 - 地域スポーツの推進に関すること。 - 県有スポーツ施設に関すること（スポーツ科学センターの利活用に関することを除く。）。 - スポーツコミッションに関すること。 - パラスポーツの振興に関すること。

第九条の二第三項の表観光国際政策課の項中「観光国際政策課」を「観光文化スポーツ政策課」に改め、同条第四項の表サステイナブル・ツーリズム推進室の項中「第二項の表観光国際政策課の項第八号」を「第二項の表観光文化スポーツ政策課の項第八号」に改める。		第九条の二第三項の表観光国際政策課の項中「観光国際政策課」を「観光文化スポーツ政策課」に改め、同条第四項の表サステイナブル・ツーリズム推進室の項中「第二項の表観光国際政策課の項第八号」を「第二項の表観光文化スポーツ政策課の項第八号」に改める。	
第十條第二項の表畜産振興課の項第三号中「生産並びに」を「生産施設及び」に改め、同表農村振興課の項第五号中「耕作放棄地対策」を「遊休農地対策」に改め、同条第三項の表畜産振興課の部に次のように加える。		第十條第二項の表畜産振興課の項第三号中「生産並びに」を「生産施設及び」に改め、同表農村振興課の項第五号中「耕作放棄地対策」を「遊休農地対策」に改め、同条第三項の表畜産振興課の部に次のように加える。	
食肉流通対策室		食肉流通対策係	
第十條第四項の表飛騨牛銘柄推進室の項中「事務」の下に「飛騨牛に係るものに限る。ただし、同項第三号に掲げる事務にあつては、畜産物の流通施設に係るものを除く。」を加え、同項の次に次のように加える。		第十條第四項の表飛騨牛銘柄推進室の項中「事務」の下に「飛騨牛に係るものに限る。ただし、同項第三号に掲げる事務にあつては、畜産物の流通施設に係るものを除く。」を加え、同項の次に次のように加える。	
食肉流通対策室		第二項の表畜産振興課の項第三号に掲げる事務（畜産物の流通施設に係るものに限る。）	
第十三条第一項の表公共交通課の項中「広域交通係、地域交通係」を「企画調整係、交通事業係」に改め、同条第二項の表建築指導課の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。		第十三条第一項の表公共交通課の項中「広域交通係、地域交通係」を「企画調整係、交通事業係」に改め、同条第二項の表建築指導課の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。	
第十八条第一項中「総務部」を削り、「環境生活部」を「環境エネルギー生活部」に改め、同条第二項中「総務部」を削り、「環境生活部」を「環境エネルギー生活部」に改める。		第十八条第一項中「総務部」を削り、「環境生活部」を「環境エネルギー生活部」に改め、同条第二項中「総務部」を削り、「環境生活部」を「環境エネルギー生活部」に改める。	
第十八条の二第一項中「文化祭推進事務局にあつては、事務局次長」を削る。		第十八条の二第一項中「文化祭推進事務局にあつては、事務局次長」を削る。	
第十八条の二第三号中「文化祭推進事務局」を「文化祭推進事務局」に改め、同条第二項中「式典・事業」を「式典及び文化・福祉事業」に、「それぞれ」を「一人は上司の命を受け、交流大会・宿泊輸送事業の運営その他特に命ぜられた事務を、それぞれ」に改める。		第十八条の二第三号中「文化祭推進事務局」を「文化祭推進事務局」に改め、同条第二項中「式典・事業」を「式典及び文化・福祉事業」に、「それぞれ」を「一人は上司の命を受け、交流大会・宿泊輸送事業の運営その他特に命ぜられた事務を、それぞれ」に改める。	
第二十四条中「部の欄」を「部局の欄」に改め、「掲げる部」の下に「又は本庁部内局」を加え、同条の表部の部中「部」を「部局」に改め、同表清流の国推進部の部中「清流の国推進部」を「総合企画部」に改め、同部次長（スポーツ担当）の項及び次長（スポーツ科学センター担当）の項を削り、同部の次に次のように加える。		第二十四条中「部の欄」を「部局の欄」に改め、「掲げる部」の下に「又は本庁部内局」を加え、同条の表部の部中「部」を「部局」に改め、同表清流の国推進部の部中「清流の国推進部」を「総合企画部」に改め、同部次長（スポーツ担当）の項及び次長（スポーツ科学センター担当）の項を削り、同部の次に次のように加える。	
未来創成局		副局長（デジタル担当）	
一人		一人	
観光文化スポーツ部		次長（観光国際担当）	
一人		一人	
次長（文化担当）		一人	
次長（スポーツ担当）		一人	
次長（スポーツ科学センター）		一人	
上司の命を受け、観光国際行政の総合的な調整その他特に命ぜられた事務を総括的に処理する。		上司の命を受け、文化行政の総合的な調整その他特に命ぜられた事務を総括的に処理する。	
上司の命を受け、スポーツ行政の総合的な調整その他特に命ぜられた事務を総括的に処理する。		上司の命を受け、スポーツ行政の総合的な調整その他特に命ぜられた事務を総括的に処理する。	
上司の命を受け、スポーツ科学センターの総合的な調整その他特に命ぜられた事務を総括的に処理する。		上司の命を受け、スポーツ科学センターの総合的な調整その他特に命ぜられた事務を総括的に処理する。	

		―担当―		他特に命ぜられた事務を総合的に処理する。
第二十六条第一項の表秘書課の部を削り、同表広報課の部の次に次のように加える。				
財政課	財政企画監	一人	上司の命を受け、財政に関し特に命ぜられた事務を処理する。	
第二十六条第一項の表管財課の部設備管理監の項及び建築企画監の項を削り、同部の次に次のように加える。				
県有施設管理室	設備管理監	一人	上司の命を受け、庁舎の設備に関し特に命ぜられた事務を処理する。	
第二十六条第一項の表地域スポーツ課の部及びねりんビック推進事務局の部を削り、同表防災課の部整備管理監の項を削り、同表環境生活政策課の部の次に次のように加える。				
省エネ・再エネ社会推進課	エネルギー企画監	一人	上司の命を受け、エネルギー政策の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。	
第二十六条第一項の表私学振興・青少年課の部から全国高等学校総文祭推進課の部まで及び薬務水道課の部を削り、同表男女共同参画・女性の活躍推進課の部を次のように改める。				
子ども・女性政策課	子ども政策調整監	一人	上司の命を受け、子ども政策に係る調整その他特に命ぜられた事務を処理する。	
第二十六条第一項の表子育て支援課の部子ども政策調整監の項を次のように改める。				
子育て支援企画監	一人	上司の命を受け、子育て支援の推進に関し特に命ぜられた事務を処理する。		

第二十六条第一項の表子育て支援課の部岐阜県保育士・保育所支援センター長の項中「岐阜県保育士・保育所支援センター長」を「岐阜県子育て人材支援センター長」に、「保育士・保育所支援センターの」を「子育て人材支援センターの」に改め、同表子ども家庭課の部の次に次のように加える。				
私学振興課	私学振興監	一人	上司の命を受け、私立学校、私立専修学校及び私立各種学校の振興その他特に命ぜられた事務を処理する。	
男女共同参画推進課	男女共同参画・女性の活躍支援センター長	一人	上司の命を受け、男女共同参画・女性の活躍支援センターの運営に関し特に命ぜられた事務を処理する。	

第二十六条第一項の表商工・エネルギー政策課の部を削り、同表企業誘致課の部サテライトオフィス推進監の項中「サテライトオフィス推進監」を「立地支援監」に、「サテライトオフィス誘致」を「産業用地開発」に改め、同表国際交流課の部の次に次のように加える。				
文化創造課	芸術文化企画監	一人	上司の命を受け、芸術文化の企画及び推進その他特に命ぜられた事務を処理する。	
	文化交流推進監	一人	上司の命を受け、文化交流の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。	
文化伝承課	伝統技術支援監	一人	上司の命を受け、伝統技術の支援その他特に命ぜられた事務を処理する。	
地域スポーツ課	スポーツ施設企画監	一人	上司の命を受け、県有スポーツ施設に関し特に命ぜられた事務を処理する。	
	スポーツ誘致推進監	一人	上司の命を受け、スポーツコミッション及び地域スポーツの推進に関し特に命ぜられた事務を処理する。	

第二十六条第一項の表子育て支援課の部岐阜県保育士・保育所支援センター長の項中「岐阜県保育士・保育所支援センター長」を「岐阜県子育て人材支援センター長」に、「保育士・保育所支援センターの」を「子育て人材支援センターの」に改め、同表子ども家庭課の部の次に次のように加える。

私学振興課	私学振興監	一人	上司の命を受け、私立学校、私立専修学校及び私立各種学校の振興その他特に命ぜられた事務を処理する。
男女共同参画推進課	男女共同参画・女性の活躍支援センター長	一人	上司の命を受け、男女共同参画・女性の活躍支援センターの運営に関し特に命ぜられた事務を処理する。

第二十六条第一項の表商工・エネルギー政策課の部を削り、同表企業誘致課の部サテライトオフィス推進監の項中「サテライトオフィス推進監」を「立地支援監」に、「サテライトオフィス誘致」を「産業用地開発」に改め、同表国際交流課の部の次に次のように加える。

文化創造課	芸術文化企画監	一人	上司の命を受け、芸術文化の企画及び推進その他特に命ぜられた事務を処理する。
文化伝承課	文化交流推進監	一人	上司の命を受け、文化交流の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。
	伝統技術支援監	一人	上司の命を受け、伝統技術の支援その他特に命ぜられた事務を処理する。
地域スポーツ課	スポーツ施設企画監	一人	上司の命を受け、県有スポーツ施設に関し特に命ぜられた事務を処理する。
	スポーツ誘致推進監	一人	上司の命を受け、スポーツコミッション及び地域スポーツの推進に関し特に命ぜられた事務を処理する。

ねんりんビック推進事務局	冬季国ス水推進監	一人	上司の命を受け、第八十一回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）に関し特に命ぜられた事務を処理する。
	レクリエーション・健康づくり推進監	一人	上司の命を受け、レクリエーション及び全国健康福祉祭の推進に関し特に命ぜられた事務を処理する。
地域調整監	学校連携企画監	一人	上司の命を受け、全国健康福祉祭の推進に関し特に命ぜられた事務を処理する。
		七人	上司の命を受け、全国健康福祉祭の圏域別の市町村連携関係の調整その他特に命ぜられた事務を処理する。

第二十六条第一項の表都市政策課の部に次のように加える。

まちづくり企画監	一人	上司の命を受け、まちづくりに関し特に命ぜられた事務を処理する。
----------	----	---------------------------------

第二十六条第一項の表都市公園課の部緑化祭推進監の項及び会場整備監の項を削り、同部の次に次のように加える。

都市緑化フェア推進室	緑化祭推進監	一人	上司の命を受け、全国都市緑化フェアに係る調整その他特に命ぜられた事務を処理する。
	会場整備監	一人	上司の命を受け、都市公園の整備、全国都市緑化フェアに関する会場の整備その他特に命ぜられた事務を処理する。

第二十六条第二項中「スポーツ施設企画監、情報システム管理監」及び「献血運動推進監」を削り、「男女共同参画推進監、こども政策調整監」を「子育て支援企画監」に、「サテライトオフィス推進監」を「立地支援監」に改め、「国際連携推進監」の下に

「スポーツ施設企画監」を加える。

第二十九条第一項の表六の項中「百二十人以上」を「百三十人以上」に改める。

第三十条の表地域スポーツ課の部、私学振興・青少年課の部、文化伝承課の部及び男女共同参画・女性の活躍推進課の部を削り、同表子育て支援課の部中「子育て支援課」を「子ども・女性政策課」に改め、同部に次のように加える。

岐阜県青少年育成審議	岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
------------	---

第三十条の表子ども家庭課の部に次のように加える。

私学振興課	岐阜県私立学校審議会	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
	岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会	岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会条例（平成二十六年岐阜県条例第十五号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
男女共同参画推進課	岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会	岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例（平成十五年岐阜県条例第四十九号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務

第三十条の表地域産業課の部に次のように加える。

県産品流通支援課	飛騨・美濃すぐれもの認定審査会	岐阜県附属機関設置条例の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
----------	-----------------	--------------------------------------

第三十条の表観光資源活用課の部飛騨・美濃すぐれもの認定審査会の項を削り、同部の次に次のように加える。

文化伝承課	岐阜県美術館協議会	岐阜県美術館条例（昭和五十七年岐阜県条例第十三号）の規定によりその権
-------	-----------	------------------------------------

	岐阜県現代陶芸美術館協議会	限に属させられた事項に関する事務
	岐阜県図書館協議会	岐阜県現代陶芸美術館条例（平成十三年岐阜県条例第三十七号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
	岐阜県図書館協議会	岐阜県図書館条例（平成二十三年岐阜県条例第四十号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
	岐阜県博物館協議会	岐阜県博物館条例（昭和五十一年岐阜県条例第八号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
	岐阜県文化財保護審議会	岐阜県文化財保護条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十七号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
地域スポーツ課	岐阜県スポーツ推進審議会	スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務

第三十五条第一項の表五の項に次の一号を加える。

9 所内の他の所掌に属さない事務に関する事

第四十条の表二の項第十四号中「使用許可」を「飼養許可」に改める。

第四十条の二中「福祉課」を「次の表の上欄に掲げる課」に、「同課」を「当該課」に、「管理調整係、地域福祉第一係、地域福祉第二係及び生活福祉係」を「当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係」に改め、同条に次の表を加える。

課	係
総務課	管理調整係
福祉課	地域福祉第一係、地域福祉第二係、生活福祉係

第四十条の三の表福祉課の項中「福祉課」を「二 福祉課」に改め、同項中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号から第十六号までを三号ずつ繰り上げ、同項の前に次のように加える。

総務課	
1	所内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に関すること。
2	県有財産及び物品の管理に関すること。
3	市町村課との事務の連絡調整に関すること。
4	所内の他の所掌に属さない事務に関すること。

第四十一条の表一の部保護課の項中「保護係」を「保護第一係、保護第二係」に改め、

同表二の部中「岐阜県東濃子ども相談センター」を「岐阜県中濃子ども相談センター」に改め、同部家庭支援課の項中「家庭支援第二係」の下に「家庭支援第三係」を加え、同表三の部中「岐阜県中濃子ども相談センター」を「岐阜県東濃子ども相談センター」に改め、同部家庭支援課の項中「家庭支援第三係」を削る。

第四十五条第一項の表五の項第十七号中「及び第二十号」を「第二十号及び第二十一号」に改める。

第五十条の表八の部用地課の項中「用地第一係、用地第二係」を「用地係」に改める。第五十三条第一項の表建築課の項第七号中「宅地造成の規制」を「盛土規制」に改め、同項に次の三号を加える。

8 県有建物の工事監理及び設計変更に関する事（岐阜・西濃建築事務所を除く。）。

9 市町村が整備する公営住宅の実地検査に関する事。

10 長期優良住宅に関する事。

第四章第三節第五款から第九款までを次のように改める。

第五款から第九款まで 削除

第六十八条から第八十一条まで 削除

第四章第三節第九款の二を削る。

第九十条第二項の表一の項に次の一号を加える。

3 園内の他の所掌に属さない事務に関する事。

第九十四条第一項中「及び食品衛生法」を「食品衛生法」に、「の施行」を「及び農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）の施行」に改め、同条第二項の表一の項中「関市」の下に「郡上市」を加える。

第百五条の表総務課の項に次の一号を加える。

2 所内の他の所掌に属さない事務に関する事。

第百八条の表総務課の項に次の一号を加える。

2 所内の他の所掌に属さない事務に関する事。

第四章第三節第二十五款の次に次の六款を加える。

第二十五款の二 岐阜県美術館

(所掌事務)

第二百二十五条の二 岐阜県美術館条例第一条に規定する岐阜県美術館の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 美術品その他美術に関する資料の収集、保管及び展示に関すること。
- 二 県民の美術に関する創作又は研究の促進に関すること。

(部等の設置)

第二百二十五条の三 美術館に総務部及び学芸部を置く。

2 前項の総務部の事務を分掌させるため総務課を置き、同課に管理調整係を置く。

3 第一項の学芸部の事務を分掌させるため学芸課を置き、同課に学芸第一係、学芸第二係及び教育普及係を置く。

(部の分掌事務)

第二百二十五条の四 前条第一項に規定する部の分掌事務は、次の表のとおりとする。

部	分 掌 事 務
総務部	1 館内の庶務に関すること。 2 経理並びに現金及び物品の出納管理に関すること。 3 美術品等の管理（学芸部の分掌に属するものを除く。）に関すること。 4 岐阜県美術館協議会に関すること。 5 前各号に掲げるもののほか、学芸部の分掌に属さない事務に関すること。
学芸部	1 美術品等の収集、保管及び展示に関すること。 2 美術品等の学術的な調査研究に関すること。 3 他の美術館、教育機関、団体等との連絡及び協力に関すること。 4 美術品等の利用の助言、指導及び普及に関すること。 5 美術に関する解説書、目録、図録、年報及び調査研究の報告書等の刊行に関すること。 6 前各号に掲げるもののほか、美術館の事業に関すること。

第二十五款の三 岐阜県現代陶芸美術館

(所掌事務)

第二百二十五条の五 岐阜県現代陶芸美術館条例第一条に規定する岐阜県現代陶芸美術館の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 陶芸美術品その他陶芸に関する資料の収集、保管及び展示に関すること。
- 二 県民の陶芸美術に関する創作又は研究の促進に関すること。

(部及び係の設置)

第二百二十五条の六 現代陶芸美術館に次の表の上欄に掲げる部を置き、当該部の事務を分掌させるため、当該部にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

部	係
総務部	管理調整係
学芸部	学芸係、教育普及係

(部の分掌事務)

第二百二十五条の七 前条に規定する部の分掌事務は、次の表のとおりとする。

部	分 掌 事 務
総務部	1 館内の庶務に関すること。 2 経理並びに現金及び物品の出納管理に関すること。 3 陶芸美術品等の管理（学芸部の分掌に属するものを除く。）に関すること。 4 岐阜県現代陶芸美術館協議会に関すること。 5 前各号に掲げるもののほか、学芸部の分掌に属さない事務に関すること。
学芸部	1 陶芸美術品等の収集、保管及び展示に関すること。 2 陶芸美術品等の学術的な調査研究に関すること。 3 他の美術館、教育機関、団体等との連絡及び協力に関すること。 4 陶芸美術品等の利用の助言、指導及び普及に関すること。 5 陶芸美術に関する解説書、目録、図録、年報及び調査研究の報告書等の刊行に関すること。

6 前各号に掲げるもののほか、現代陶芸美術館の事業に関する事。

第二十五款の四 岐阜県図書館

(所掌事務)

第二百二十五条の八 岐阜県図書館条例第一条に規定する岐阜県図書館の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）の収集及び一般公衆の利用に関する事。
- 二 図書館資料の分類配列及びその目録の整備に関する事。
- 三 図書館資料の利用相談に関する事。
- 四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室との連絡及び協力並びに図書館資料の相互貸借に関する事。
- 五 自動車文庫及び貸出文庫に関する事。
- 六 読書会、研究会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事。
- 七 時事に関する情報、参考資料の紹介及び提供に関する事。
- 八 学校、博物館、公民館、研究所等との協力に関する事。
- 九 郷土・地図情報に関する事。
- 十 岐阜県図書館協議会に関する事。
- 十一 前各号に掲げるもののほか、図書館奉仕のための必要な事業に関する事。

(課及び係の設置)

第二百二十五条の九 図書館に次の表の上欄に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課	
総務課	管理調整係
企画課	企画振興係、資料係
サービス課	図書利用係、調査相談係、郷土・地図情報係

(課の分掌事務)

第二百二十五条の十 前条に規定する課の分掌事務は、次の表のとおりとする。

課	分 掌 事 務
一 総務課	1 館内の庶務に関する事。 2 経理並びに現金及び物品の出納管理に関する事。 3 図書の管理（企画課の所掌に属するものを除く。）に関する事。 4 岐阜県図書館協議会に関する事。 5 他の所掌に属さない事務に関する事。
二 企画課	1 図書館活動の総合的な企画立案及び調整に関する事。 2 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事。 3 読書活動支援資料に関する事。 4 読書会、研究会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事。 5 図書館資料の相互貸借に関する事。 6 図書館資料の収集に関する事。 7 図書館資料の分類配列及びその目録の整備に関する事。 8 図書館資料の保存に関する事。 9 電算システムの管理及び運営に関する事。 10 前各号に掲げるもののほか、図書館活動の振興に関する事。
三 サービス課	1 図書館資料の閲覧及び貸出しに関する事。 2 図書館資料の利用相談に関する事。 3 時事に関する情報及び参考資料の紹介及び提供に関する事。 4 郷土・地図情報の企画及び運営に関する事。 5 視聴覚ライブラリーに関する事。 6 前各号に掲げるもののほか、図書館の情報サービスに関する事。

第二十五款の五 岐阜県博物館

(所掌事務)

第二百二十五条の十一 岐阜県博物館条例第一条に規定する岐阜県博物館の所掌事務は、次のとおりとする。

一 博物館資料の収集、保管、展示及び一般公衆の利用に関すること。 二 博物館資料の学術的な調査研究に関すること。 三 県民及び県民にゆかりのある個人又は団体の収蔵品の展示に関すること。 四 博物館資料の解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等の刊行に関すること。 五 他の博物館、教育機関、団体等との連絡及び協力並びにその活動の援助に関すること。 六 岐阜県博物館協議会に関すること。 七 前各号に掲げるもののほか、岐阜県博物館の事業に関すること。 (部及び係の設置) 第二百二十五条の十二 博物館に次の表の上欄に掲げる部を置き、当該部の事務を分掌させるため、当該部にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。		部 係		総務部 管理調整係		学芸部 人文係、自然係、マイ・ミュージアム係、教育普及係	
(部の分掌事務) 第二百二十五条の十三 前条に規定する部の分掌事務は、次の表のとおりとする。		部 分 掌 事 務		総務部 1 館内の庶務に関すること。 2 経理並びに現金及び物品の出納保管に関すること。 3 博物館資料の管理(学芸部の所掌に属するものを除く)に関すること。 4 岐阜県博物館協議会に関すること。 5 館内の取締りに関すること。 6 他の所掌に属さない事務に関すること。		学芸部 1 博物館資料の収集、保管及び展示に関すること。 2 博物館資料の利用の助言、指導及び普及に関すること。 3 博物館資料の学術的な調査研究に関すること。 4 県民及び県にゆかりのある個人又は団体の収蔵品の展示に関すること。	

第二百二十五条の十六 教育機関設置条例第二条に規定する岐阜県文化財保護センターの所掌事務は、次のとおりとする。 一 埋蔵文化財の発掘調査及び研究に関すること。 二 埋蔵文化財に係る開発事業の調整に関すること。 三 発掘調査技術の指導及び研修に関すること。 四 出土品の保存処理及び収蔵に関すること。	第五款の六 岐阜県高山陣屋管理事務所 (設置) 第二百二十五条の十四 岐阜県立学校以外の教育機関の設置に関する条例(昭和三十六年岐阜県条例第四号。以下「教育機関設置条例」という。)第二条に規定する岐阜県高山陣屋の管理に関する事務を行うため、高山市に高山陣屋管理事務所を設置する。 2 高山陣屋管理事務所に管理調整係を置く。 (所掌事務) 第二百二十五条の十五 高山陣屋管理事務所の所掌事務は、次のとおりとする。 一 岐阜県高山陣屋の公開に関すること。 二 岐阜県高山陣屋の入場料の徴収に関すること。 三 岐阜県高山陣屋の維持管理に関すること。 四 前三号に掲げるもののほか、岐阜県高山陣屋の事業に関すること。 2 前項に規定するもののほか、高山陣屋管理事務所において処理する事務は、次のとおりとする。 一 所内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に関すること。 二 県有財産及び物品の管理に関すること。 第二百二十五条の七 岐阜県文化財保護センター (所掌事務)	5 岐阜県博物館マルチメディア情報センターに関すること。 6 博物館資料の解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等の刊行に関すること。 7 他の博物館、教育機関、団体等との連絡及び協力並びにその活動の援助に関すること。 8 前各号に掲げるもののほか、博物館の事業に関すること。
--	---	--

- 五 埋蔵文化財に関する資料の収集、保存及び刊行に関すること。
- 六 文化財の保護思想の普及に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、岐阜県文化財保護センターの事業に関すること。

(課及び係の設置)

第二百二十五条の十七 文化財保護センターに次の表の上欄に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課	
総務課	管理調整係
調査課	調査第一係、調査第二係、調査第三係、飛騨調査係

(課の分掌事務)

第二百二十五条の十八 前条に規定する課の分掌事務は、次の表のとおりとする。

課	分 掌 事 務
一 総務課	1 所内の庶務に関すること。 2 経理並びに現金及び物品の出納保管に関すること。 3 文化財保護センター資料の管理(調査課の所掌に属するものを除く。)に関すること。 4 所内の取締りに関すること。 5 他の所掌に属さない事務に関すること。
二 調査課	1 埋蔵文化財の発掘調査及び研究に関すること。 2 埋蔵文化財に係る開発事業の調整に関すること。 3 発掘調査技術の指導及び研修に関すること。 4 出土品の保存処理及び収蔵に関すること。 5 埋蔵文化財に関する資料の収集、保存及び刊行に関すること。 6 文化財の保護思想の普及に関すること。 7 他の埋蔵文化財保護関係機関との連絡及び協力に関すること。 8 前各号に掲げるもののほか、文化財保護センターの事業に関すること。

第二百二十九条第二項中「教務課」を「次の表の上欄に掲げる課」に、「同課」を「当

該課」に、「教務係」を「当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係」に改め、同項に次の表を加える。

課	
総務課	管理調整係
教務課	教務係

第二百二十九条第二項を削る。

第二百三十条第一項中「前条第一項」を「前条」に改め、同項の表教務課の項中「教務課」を「二 教務課」に改め、同項の前に次のように加える。

一 総務課	1 学内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に関すること。 2 県有財産及び物品の管理に関すること。 3 学内の他の所掌に属さない事務に関すること。
-------	---

第二百三十条第二項を削る。

第二百三十五条の表一の項に次の一号を加える。

3 所内の他の所掌に属さない事務に関すること。

第二百五十一条の表総務課の項中「契約係」を削る。

第二百五十四条中「次の表の上欄に掲げる課」を「推進課」に、「当該課の」を「同課

の」に、「当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係」を「事業調整係」に改め、同条の表を削る。

第二百五十五条の見出し中「事務分掌」を「分掌事務」に改め、同条の表一の項中「一 推進課」を「推進課」に改め、同表二の項を削る。

第二百五十七条第一項の表二の項中「文化財保護センター」を削り、「及び旅券センター」を「旅券センター及び文化財保護センター」に改める。

第六十条の表三の項中「一人」の下に「(岐阜保健所においては、二人)」を加え、同表中九の項を削り、十の項を九の項とし、十一の項から十四の項までを削り、十五の項を十の項とし、十六の項を十一の項とし、十七の項を削り、十八の項を十二の項とし、十九の項から二十一の項までを六項ずつ繰り上げ、二十二の項を二十の項とし、同項の前に次のように加える。

十六 美術館	副館長二人
十七 現代陶芸美術館	副館長
十八 図書館	副館長
十九 博物館	副館長

第百六十条の表中二十三の項を二十一の項とし、二十四の項を二十二の項とし、二十五の項を二十三の項とする。

第百六十一条及び第百六十二条を次のように改める。

第百六十一条及び第百六十二条 削除

第百六十七条の次に次の一条を加える。

第百六十七条の二 次の表の組織の欄に掲げる美術館、現代陶芸美術館及び博物館の組織に、それぞれ同表の職の欄に掲げる職を置く。

組	職
一 総務部	総務部長
二 学芸部	学芸部長

2 前項に規定する総務部長及び学芸部長は、それぞれ上司の命を受け、その部に属する事務を掌理する。

第百七十一条の表中十四の部を削り、十五の部を十四の部とし、十六の部を十五の部とし、十七の部を十六の部とする。

第百七十二条第一項の表十一の項中「二百人以内」を「二百十人以内」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和七年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社